

奈良県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成二十九年二月十五日適當と決定した。

なお、土地改良法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

申請者	換地計画	縦覧期間及び場所
明日香村長 森川 裕一	農村活性化プロジェクト支援交付金事業 阪田地区	平成二十九年二月二十七日から同年三月二十一日まで 明日香村役場